

社会福祉法人若葉

倫理綱領

平成 17 年 7 月 25 日制定

前文

障害のある人たちや高齢の人たちが、人間としての尊厳が守られ、豊かな人生を自己実現できるように支援することが、私たちの責務です。そのため、私たちは支援者のひとりとして、確固たる倫理観をもって、その専門的役割を自覚し、自らの使命を果たさなければなりません。

ここに倫理綱領を定め、私たちの規範とします。

1 生命の尊厳

私たちは、障害のある人たちや高齢の人たちの一人ひとりを、かけがえのない存在として大切にします。

2 個人の尊厳

私たちは、障害のある人たちや高齢の人たちの、ひとりの人間としての個性主体性、可能性を尊びます。

3 人権の擁護

私たちは、障害のある人たちや高齢の人たちに対する、いかなる差別、虐待、人権侵害も許さず、人としての権利を擁護します。

4 社会への参加

私たちは、障害のある人たちや高齢の人たちが、年齢、障害の状態などにかかわらず、社会を構成する一員としての市民生活が送れるよう支援します。

5 専門的な支援

私たちは、自らの専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、障害のある人たちや高齢の人たちの一人ひとりが豊かな生活を実感し、充実した生活が送れるよう支援し続けます。